

仕 様 書

- 1 件 名
植栽管理業務委託
- 2 施工場所
東京都千代田区平河町 2 - 6 - 3 都道府県会館
- 3 業務委託期間
2019年（平成31年）4月1日～2022年3月31日（3年間）
- 4 業務の対象
植栽管理業務の対象は、都道府県会館内101会議室植栽部分及び都道府県会館外構植栽部分
※ 詳細は別添「管理対象範囲」及び「管理対象樹木一覧表」参照のこと
- 5 業務概要
 - (1) 基本方針
対象となる植栽を適切に管理するとともに、周辺環境、気象条件や植物の状況等に応じ、臨機応変に対応し都道府県会館周辺の環境と調和した美観を保持すること。
 - (2) 概要
 - ① 建物の外観、周辺の環境を考慮し、剪定及び刈込作業を行うこと。
 - ② 病虫害の防除については、発生時期に合わせて素早く対処すること。
 - ③ 除草は定期的に行い、美観の保持に努めること。
 - ④ 植栽の良好な状態を維持するため、施肥を行うこと。
 - ⑤ 灌水装置設定は、季節や植物の生長を考慮して行うこと。
 - ⑥ 作業によって発生した剪定くず等の廃棄物は、適正に処理すること。
 - (3) 内容
別添「業務内訳書」及び「工程表」のとおり
 - (4) 特記事項
 - ・ 受託者は「工程表」をもとに、年間の作業時期、作業内容や方法等を定めて作業を実施すること。

- ・ 受託者は作業毎に作業届を作成し、提出すること。また、作業終了後は、作業完了報告書を作成し、提出すること。
- ・ 剪定等作業を行う際は、通行者等の安全を確保すること。
なお、薬剤の散布、高木剪定及び 101 会議室植栽部分の作業は、原則として土曜日、日曜日、祝日に実施する。
- ・ 受託者は、作業員に作業着等を着用させ、本委託業務の作業員であることを明確にさせること。

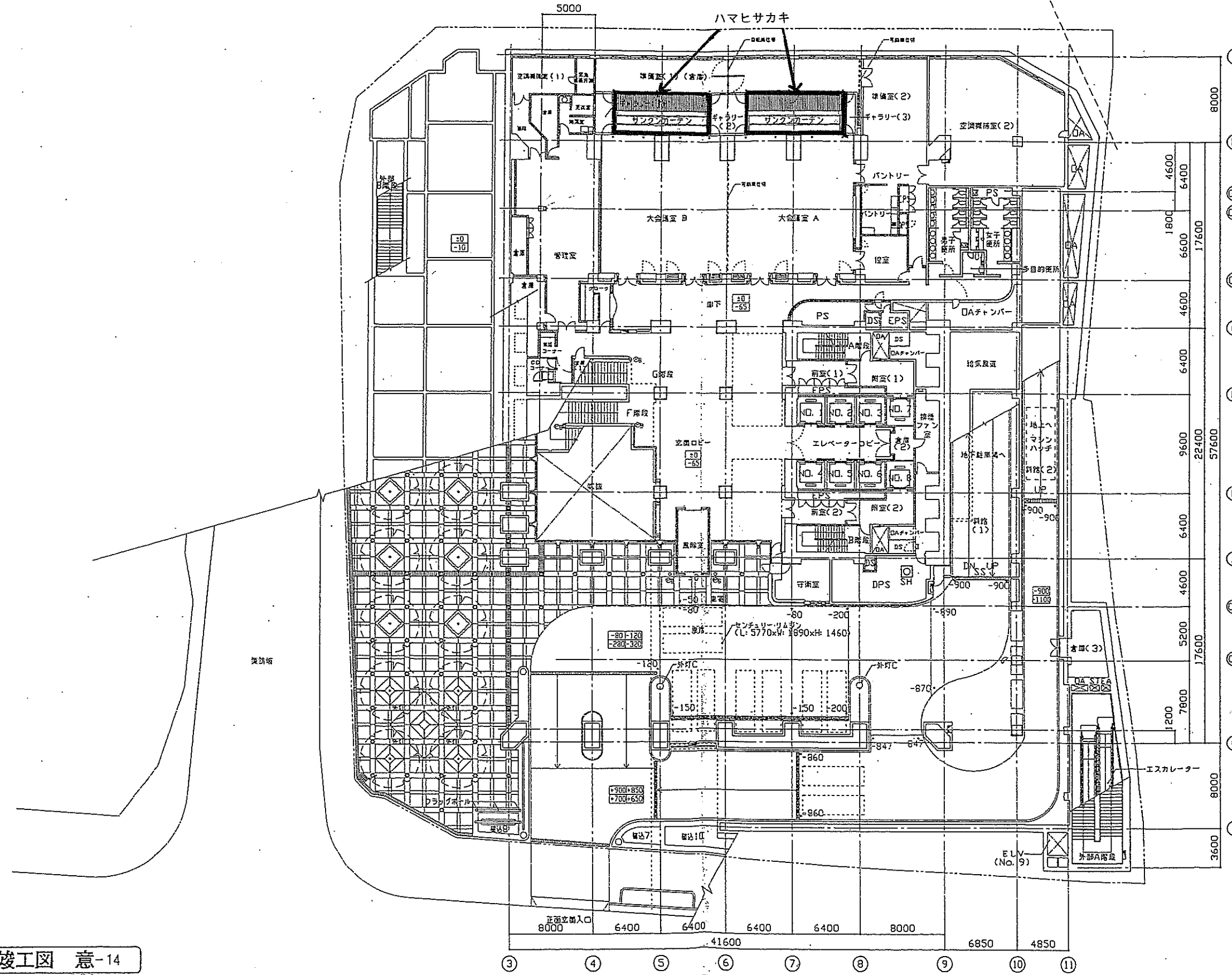
6 その他

- ・ 本委託業務を実施するに当たり、必要な機材等は受託者で負担する。
- ・ 業務実施に当たり、第三者または建物・備品等に損害を与えた場合は受託者がその損害を賠償しなければならない。

7 問合せ先

公益財団法人都道府県センター 管理部 大島
電話 03-5212-9140(直通)

都道府県会館内101会議室植栽部分



- 【註】床レベルは特記なき限り下記による
- 1) サンクンガーデン +720
-820
 - 2) 守衛室 +0
-20
 - 3) 昇降室 +0
-150
 - 4) 附室(1)(2)・前室(1)(2) +0
-65
 - 5) 男・女便所 +0
-65
 - 6) 電話コーナー +0
-65
 - 7) CDコーナー +0
-65
 - 8) 車寄せ +0
-50
-150
-300
 - 9) 管理室 +0
-65
 - 10) 水原 +760
-260
 - 11) 上記以外の室 +0
-10

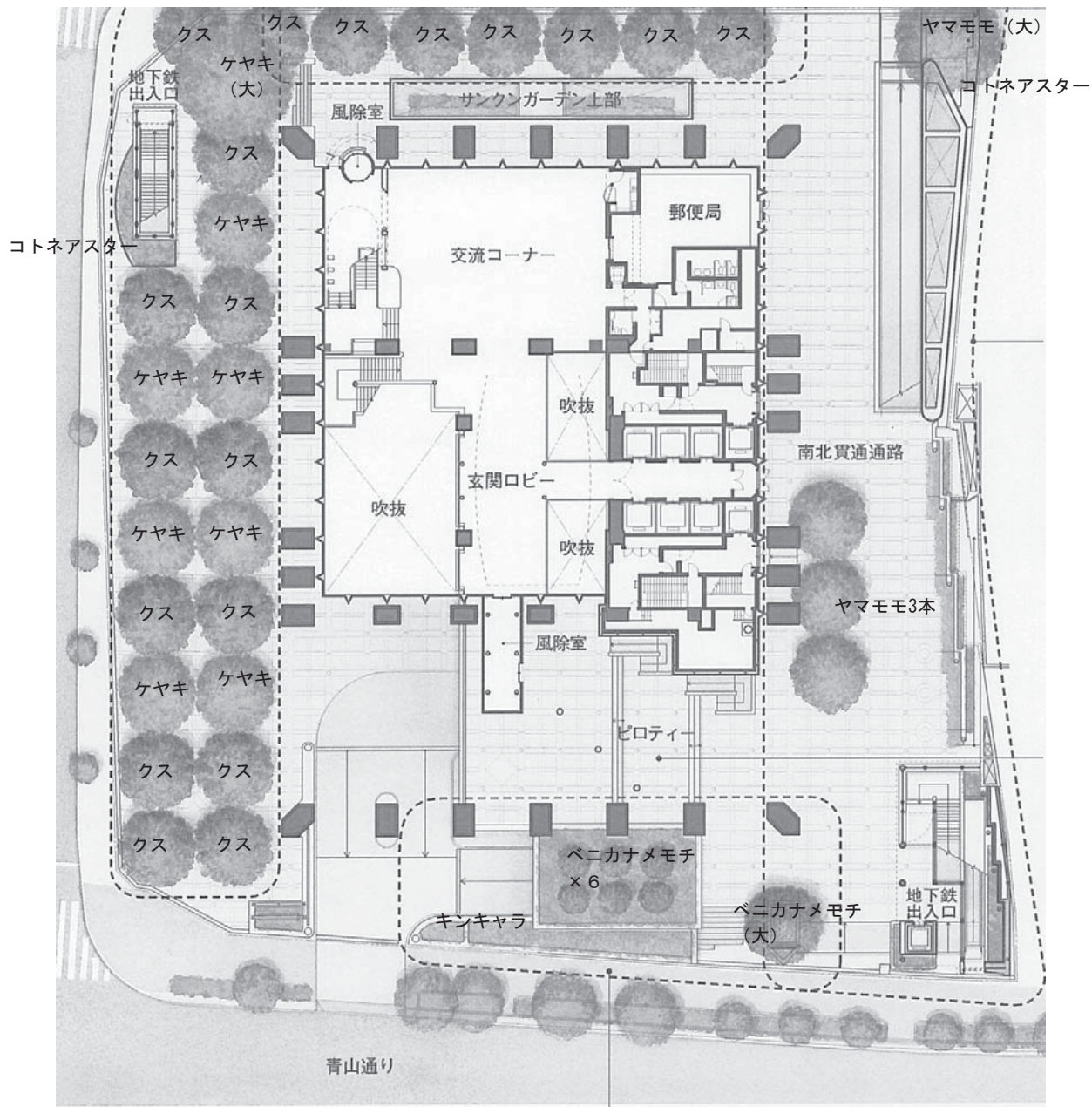
竣工図 意-14

1998.12.16 改訂

<p>凡例</p> <p>① 建築基準法第11条の2第1項に規定する建築物の構造躯体部分</p> <p>② 建築基準法第11条の2第2項に規定する建築物の構造躯体部分</p> <p>③ 建築基準法第11条の2第3項に規定する建築物の構造躯体部分</p> <p>④ 建築基準法第11条の2第4項に規定する建築物の構造躯体部分</p> <p>⑤ 建築基準法第11条の2第5項に規定する建築物の構造躯体部分</p> <p>⑥ 建築基準法第11条の2第6項に規定する建築物の構造躯体部分</p> <p>⑦ 建築基準法第11条の2第7項に規定する建築物の構造躯体部分</p> <p>⑧ 建築基準法第11条の2第8項に規定する建築物の構造躯体部分</p> <p>⑨ 建築基準法第11条の2第9項に規定する建築物の構造躯体部分</p> <p>⑩ 建築基準法第11条の2第10項に規定する建築物の構造躯体部分</p> <p>⑪ 建築基準法第11条の2第11項に規定する建築物の構造躯体部分</p> <p>⑫ 建築基準法第11条の2第12項に規定する建築物の構造躯体部分</p> <p>⑬ 建築基準法第11条の2第13項に規定する建築物の構造躯体部分</p> <p>⑭ 建築基準法第11条の2第14項に規定する建築物の構造躯体部分</p> <p>⑮ 建築基準法第11条の2第15項に規定する建築物の構造躯体部分</p> <p>⑯ 建築基準法第11条の2第16項に規定する建築物の構造躯体部分</p> <p>⑰ 建築基準法第11条の2第17項に規定する建築物の構造躯体部分</p> <p>⑱ 建築基準法第11条の2第18項に規定する建築物の構造躯体部分</p> <p>⑲ 建築基準法第11条の2第19項に規定する建築物の構造躯体部分</p> <p>⑳ 建築基準法第11条の2第20項に規定する建築物の構造躯体部分</p> <p>㉑ 建築基準法第11条の2第21項に規定する建築物の構造躯体部分</p> <p>㉒ 建築基準法第11条の2第22項に規定する建築物の構造躯体部分</p> <p>㉓ 建築基準法第11条の2第23項に規定する建築物の構造躯体部分</p> <p>㉔ 建築基準法第11条の2第24項に規定する建築物の構造躯体部分</p> <p>㉕ 建築基準法第11条の2第25項に規定する建築物の構造躯体部分</p> <p>㉖ 建築基準法第11条の2第26項に規定する建築物の構造躯体部分</p> <p>㉗ 建築基準法第11条の2第27項に規定する建築物の構造躯体部分</p> <p>㉘ 建築基準法第11条の2第28項に規定する建築物の構造躯体部分</p> <p>㉙ 建築基準法第11条の2第29項に規定する建築物の構造躯体部分</p> <p>㉚ 建築基準法第11条の2第30項に規定する建築物の構造躯体部分</p> <p>㉛ 建築基準法第11条の2第31項に規定する建築物の構造躯体部分</p> <p>㉜ 建築基準法第11条の2第32項に規定する建築物の構造躯体部分</p> <p>㉝ 建築基準法第11条の2第33項に規定する建築物の構造躯体部分</p> <p>㉞ 建築基準法第11条の2第34項に規定する建築物の構造躯体部分</p> <p>㉟ 建築基準法第11条の2第35項に規定する建築物の構造躯体部分</p> <p>㊱ 建築基準法第11条の2第36項に規定する建築物の構造躯体部分</p> <p>㊲ 建築基準法第11条の2第37項に規定する建築物の構造躯体部分</p> <p>㊳ 建築基準法第11条の2第38項に規定する建築物の構造躯体部分</p> <p>㊴ 建築基準法第11条の2第39項に規定する建築物の構造躯体部分</p> <p>㊵ 建築基準法第11条の2第40項に規定する建築物の構造躯体部分</p> <p>㊶ 建築基準法第11条の2第41項に規定する建築物の構造躯体部分</p> <p>㊷ 建築基準法第11条の2第42項に規定する建築物の構造躯体部分</p> <p>㊸ 建築基準法第11条の2第43項に規定する建築物の構造躯体部分</p> <p>㊹ 建築基準法第11条の2第44項に規定する建築物の構造躯体部分</p> <p>㊺ 建築基準法第11条の2第45項に規定する建築物の構造躯体部分</p> <p>㊻ 建築基準法第11条の2第46項に規定する建築物の構造躯体部分</p> <p>㊼ 建築基準法第11条の2第47項に規定する建築物の構造躯体部分</p> <p>㊽ 建築基準法第11条の2第48項に規定する建築物の構造躯体部分</p> <p>㊾ 建築基準法第11条の2第49項に規定する建築物の構造躯体部分</p> <p>㊿ 建築基準法第11条の2第50項に規定する建築物の構造躯体部分</p>	<p>日建設計</p> <p>平面図 (通し番号) 4-5</p> <p>平面図-5 地下1階(1階) 1/200</p>
--	---

都道府県会館外構植栽部分

※フィリヤブラン、タマリユウは樹木の地被部に植栽



【当図面については、入札当日に会場へ持参し、入札終了後直ちに返却すること】

管理対象樹木一覧表

平成30年8月

名 称	形 状 寸 法	数 量・面 積
ヤマモモ	C=1.8~2.09	1本
	C=1.2~1.49	2本
	C=0.3~0.59	1本
ケヤキ	C=2.4~2.69	1本
	C=1.2~1.49	7本
クス	C=1.5~1.79	3本
	C=1.2~1.49	7本
	C=0.9~1.19	9本
ベニカナメモチ	H=6.0~	1本
	H=3.0~	6本
低木 (キンキヤラ、ハマヒサカキ、コトネアスター)	/	177.3㎡
チヒ 地被	/	84.85㎡

業務内訳書

作 業	形 状 寸 法	数 量・面 積	摘 要
剪定工			
基本剪定	C=2.4~2.69	1本	年1回(ケヤキ)
基本剪定	C=1.8~2.09	1本	年1回(ヤマモモ)
基本剪定	C=1.2~1.49	7本	年1回(ケヤキ)
基本剪定	C=1.5~1.79	3本	年1回(クス)
基本剪定	C=1.2~1.49	9本	年1回(ヤマモモ2本・クス7本)
基本剪定	C=0.9~1.19	9本	年1回(クス)
基本剪定	C=0.3~0.59	1本	年1回(ヤマモモ)
軽剪定	C=2.4~2.69	2本	1本×年2回(ケヤキ)
軽剪定	C=1.8~2.09	2本	1本×年2回(ヤマモモ)
軽剪定	C=1.2~1.49	14本	7本×年2回(ケヤキ)
軽剪定	C=1.5~1.79	6本	3本×年2回(クス)
軽剪定	C=1.2~1.49	18本	9本×年2回(ヤマモモ2本、クス7本)
軽剪定	C=0.9~1.19	18本	9本×年2回(クス)
軽剪定	C=0.3~0.59	2本	1本×年2回(ヤマモモ)
カナメモチ刈込	H=6.0~	2本	1本×年2回
カナメモチ刈込	H=3.0~	12本	6本×年2回
低木刈込		177.30m ²	年1回
地被刈込		84.85m ²	年1回
薬剤散布工			
病虫害防除	C=2.4~2.69	2本	1本×年2回(ケヤキ)
病虫害防除	C=1.8~2.09	2本	1本×年2回(ヤマモモ)
病虫害防除	C=1.5~1.79	6本	3本×年2回(クス)
病虫害防除	C=1.2~1.49	32本	16本×年2回(ケヤキ7本、ヤマモモ2本、クス7本)
病虫害防除	C=0.9~1.19	18本	9本×年2回(クス)
病虫害防除	C=0.3~0.59	2本	1本×年2回(ヤマモモ)
病虫害防除	H=6.0~	2本	1本×年2回(カナメモチ)
病虫害防除	H=3.0~	12本	6本×年2回(カナメモチ)
病虫害防除	低木	354.60m ²	177.30m ² ×年2回
病虫害防除	地被	169.70m ²	84.85m ² ×年2回

施肥工			
施肥	C=2.4~2.69	1本	年1回(ケヤキ)
施肥	C=1.8~2.09	1本	年1回(ヤマモモ)
施肥	C=1.5~1.79	3本	年1回(クス)
施肥	C=1.2~1.49	16本	年1回(ケヤキ7本、ヤマモモ2本、クス7本)
施肥	C=0.9~1.19	9本	年1回(クス)
施肥	C=0.3~0.59	1本	年1回(ヤマモモ)
施肥	H=6.0~	1本	年1回(カナメモチ)
施肥	H=3.0~	6本	年1回(カナメモチ)
施肥	低木	177.30m ²	年1回
施肥	地被	84.85m ²	年1回
除草工			
植込地内除草		1048.60m ²	262.15m ² ×年4回
灌水装置設定工			
設定変更		4回	
発生材処分工			
発生材処分費		1式	
その他			
現場管理費等			

※形状寸法は平成30年8月現在

工 程 表

工 種	工 程	年間作業回数
高木剪定	常緑樹1回(6月～7月) 落葉樹1回(11月～12月)	年1回
高木軽剪定	4月、8月	年2回
カナメモチ刈込	6月、11月	年2回
低木地被刈込	11月	年1回
薬剤散布	6月、8月	年2回
施肥	4月	年1回
除草	4月、6月、8月、11月	年4回
灌水装置設定変更	4月、7月、10月、11月	年4回
発生材処分		

※上記の他、台風の接近、降雪・積雪等の緊急時に、乙は甲の依頼に基づき、樹木の枯損木の落下等による敷地内の通行人への危険防止を目的として、速やかに剪定等の対応を行う。